

東郷町男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東郷町男女共同参画推進条例（平成22年東郷町条例第18号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、東郷町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 条例第21条第2項及び第3項に規定する事項
- (2) 東郷町男女共同参画プランの進捗状況の確認及び評価
- (3) 前2号に掲げるもののほか、東郷町男女共同参画の推進のために必要な活動

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体代表者
- (4) 公募町民
- (5) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、町長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部地域協働課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。